

問い合わせ窓口について

条例第6条又は第7条第5項から第9項までの規定により、知事の許可を受けようとする者は、屋外広告物許可申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添付して、これを知事に提出しなければなりません。

- (1) 広告物又はこれの掲出物件の付近の見取図（野立広告物にあつては、その設置場所の付近に所在する道路及び他の野立広告物までの距離を記載したもの。）
- (2) 広告物にあつては、これと同一の広告物又は当該広告物の大きさを記載した模写図
- (3) 掲出物件にあつては、その工事仕様書及び構造図
- (4) 表示又は設置に当たり、他の法令の規定による許可、認可等が必要な広告物又はこれの掲出物件については、他の法令の規定による許可、認可等があつたことを証する書類
- (5) 表示又は設置の場所が他人の所有又は管理に属するときは、その承認を証する書類
- (6) その他知事が必要と認めた書類

上記の書類を、屋外広告物の表示又は設置予定の地域を所管する土木事務所に提出してください。（権限移譲済市町村については、沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課（屋外広告担当：電話 098-866-2408）まで）

申請前は誤り等がないか事前に十分チェックし、ご不明な点があれば屋外広告物の表示又は設置予定の地域を所管する土木事務所までご相談ください。（権限移譲済市町村については、沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課（屋外広告担当：電話 098-866-2408）まで）

窓 口	所在地・電話	所管市町村
北部土木事務所 維持管理班	〒905-0015 沖縄県名護市大南1-13-11 電話 0980-53-1787	名護市、今帰仁村、本部町、恩納村、金武町
中部土木事務所 維持管理班	〒904-2155 沖縄県沖縄市美原1-6-34 電話 098-894-6512	沖縄市、うるま市、読谷村、嘉手納町、北谷町、北中城村、中城村、西原町
南部土木事務所 維持管理班	〒900-0029 沖縄県那覇市旭町116-37 電話 098-867-2941	糸満市、豊見城市、与那原町、南風原町、八重瀬町
宮古土木事務所 維持管理班	〒906-0012 沖縄県宮古島市平良西里1125 電話 0980-72-2769	宮古島市
八重山土木事務所 維持管理班	〒907-0002 沖縄県石垣市真栄里438-1 電話 0980-82-2942	石垣市
都市計画・モノレール課	〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1-2-2 電話 098-866-2408	（権限移譲済市町村） 宜野湾市、南城市、国頭村、大宜味村、東村、宜野座村、伊江村、渡嘉敷村、座間味村、粟国村、渡名喜村、南大東村、北大東村、伊平屋村、伊是名村、久米島町、多良間村、竹富町、与那国町